

水道水以外の水を公共下水道に流されている場合

- ①一戸建ての専用住宅（一般家庭）で、水道水以外の水（井戸水など）だけを使用される方

1ヶ月分 12 m³の定量を汚水量として認定し、下水道使用料は2ヶ月分 24 m³を1期分として計算します。

- ②一戸建ての専用住宅（一般家庭）で、水道水と水道水以外の水（井戸水など）を併用して使用される方

2ヶ月に一度の水道の検針水量に2ヶ月分 4 m³（1ヶ月分 2 m³）を加算し、汚水量として認定し、下水道使用料を計算します。ただし、加算した後の水量が 24 m³以下の場合は、24 m³を汚水量として認定し、下水道使用料を計算します。

- ③複数の一戸建ての専用住宅（一般家庭の二世帯住宅等）を水道のメーター1つでお使いいただいている方で、水道水と水道水以外の水（井戸水など）を併用して使用される方

2ヶ月に一度の水道の検針水量を汚水量として認定し、下水道使用量を計算します。さらに、水道水以外の水使用分として1ヶ月分 12 m³の定量を汚水量として認定し、下水道使用料は2ヶ月分 24 m³を1期分として計算します。
※各々の家に水道メーターがある場合は、各々の家を上記「②」の方法で取り扱います。

- ④一戸建ての専用住宅以外（事業等）で水道水以外の水（井戸水、工事湧水、ビル湧水、雨水利用水など）を公共下水道に流されている方

必ず事前に連絡をいただきますようお願いします。現地に伺い、使用の態様を確認させていただき、汚水量の認定方法を決定させていただきます。